

小野市における地方公共団体情報システム標準化に伴う
標準準拠システム等に係る情報提供依頼（RFI）

令和4年11月
小野市総務部 ICT 推進課

目次

1. 情報提供依頼に目的	2
2. 用語	2
3. 情報提供依頼内容	2
4. 主な現行システム一覧	3
5. 20 業務以外の関連システム	4
6. 情報提供依頼要領	4
7. 留意事項	5
8. 提出先	6

1. 情報提供依頼の目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「標準化法」という。）が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は住民記録や税務など住民情報を扱う20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）に令和7年度末までに移行することが求められています。

現在、小野市では「標準化法」、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」に基づき、標準準拠システムへの移行に向けて検討を進めているところです。

今回の情報提供依頼では、「標準化法」で対象とされている20業務を含む業務システム等に関する情報提供をお願いするものであり、ご提供いただいた情報を基に、今後、本市における全体移行計画を策定する予定です。

2. 用語

用語	説明
標準化基本方針 1.0 版	地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）
共通機能標準仕様書 1.0 版	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】

3. 情報提供依頼内容

以下の内容について、情報提供をお願いします。

項番	情報提供依頼内容	内容・前提項目	回答様式
1	標準化対象 20 業務に対する、標準準拠システム提供方針と、当市への提案可否	標準化対象 20 業務それぞれについて、標準準拠システムの提供に関する方針をご回答ください。 ① 貴社 ② の対応方針 A) 標準準拠システムの対応予定有無、販売開始時期 B) 標準オプション機能の実装方針 C) ガバメントクラウド上での標準準拠システムの提供可否 D) ガバメントクラウド運用管理補助者としての受託可否 ③ 兵庫県内の市区町村に対するパッケージ導入実績またはシステム構築実績 ④ 当市への提案について A) 提案の可否 B) 移行委託契約の推奨時期、切り替え	回答票様式1

		時期の提案 ⑤ 概算費用の提示可否	
2	共通機能に対する対応方針と、当市への提案可否	共通機能（共通機能標準仕様書 1.0 版にて共通機能として位置づけられる機能）についての対応方針をご回答ください。 ① 貴社の対応方針 ② 当市への提案について A) 提案可否 B) 移行委託契約の推奨時期、切り替え時期の提案 C) 概算費用の提示可否	回答票様式2
3	国の標準化方針・標準仕様書に対する貴社の解釈	国の標準化方針・標準仕様書に対する貴社の解釈等についてご回答ください。	回答票様式3
4	標準化に係る費用（概算）	概算費用をご提示いただくことが可能な場合は、ご回答ください。	回答票様式4

4. 主な現行システム一覧

項番	業務名	システムベンダ名
1	住 民 情 報	株式会社日立システムズ
2	選挙人名簿管理	株式会社日立システムズ
3	固 定 資 産 税	株式会社日立システムズ
4	個 人 住 民 税	株式会社日立システムズ
5	法 人 住 民 税	株式会社日立システムズ
6	軽 自 動 車 税	株式会社日立システムズ
7	就 学	株式会社日立システムズ
8	国 民 年 金	株式会社日立システムズ
9	国民健康保険	株式会社日立システムズ
10	後期高齢者医療	株式会社日立システムズ

11	介護保険	株式会社日立システムズ
12	障害者福祉	株式会社日立システムズ
13	生活保護	北日本コンピューターサービス株式会社
14	健康管理	株式会社日立システムズ
15	児童手当	株式会社日立システムズ
16	児童扶養手当	株式会社日立システムズ
17	子ども子育て支援	株式会社日立システムズ
18	戸籍	リコージャパン株式会社
19	戸籍附票	リコージャパン株式会社
20	印鑑登録	株式会社日立システムズ

5. 20 業務以外の関連システム

項番	システム名	システムベンダ名
1	TASK クラウド 証明書コンビニ交付システム	株式会社 TKC
2	TASK クラウド かんたん窓口システム	株式会社 TKC
3	TASK クラウド スマート申請システム	株式会社 TKC

6. 情報提供依頼要領

(1) 実施手順・スケジュール

① 情報提供依頼実施期間

令和4年11月28日（月）～令和4年12月23日（金）午後5時まで。

② 情報提供依頼に関する質問事項の受付

令和4年12月 5日（月）午後5時まで。

③ 質問事項への回答

令和4年12月 8日（木）午後5時までに小野市ホームページに掲載。

- ④ 情報提供依頼回答書の提出期限
令和4年12月23日（金）午後5時まで。

(2) 情報提供依頼に関する質問方法

本件に係る質問事項は、様式5「質問票」に記入し、「7. 提出先」に示す連絡先に電子メールで送付してください。なお、メールの件名は「小野市における地方公共団体情報システム標準化 情報提供依頼に係る質問」としてください。

来庁またはお電話による質問または期日後の質問に対してはお答えできかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出物

① 様式について

情報提供依頼回答書は、様式1～4に記入の上でご提出ください。書ききれない場合や図表を用いた提案をご提出いただける場合は、任意の様式でも差し支えありません。その場合、電子データは Microsoft office(Word/Excel/PowerPoint)または Acrobat Reader のいずれかで開くことができるファイル形式としてください。

② 注意事項

用語・表現は一般的に使用されているものを用いるとともに、可能な限りシステム管理業務経験のない一般職員でも理解できる平易な表現を使用してください。専門用語を使用しなければ使用できない場合には、注釈をつけてください。

また、貴社独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易な表現による注記をつけてください。

(4) 提出方法

情報提供依頼回答書は、「7. 提出先」に示す連絡先に電子メールで送付してください。書面での提出は不要です。

なお、資料の容量が8MBを超える場合はDVD等の電子媒体で提出してください。電子媒体に代えてファイル転送サービスを使用しても差し支えありません。

(5) 情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出いただいた情報提供依頼回答書につきましては、本市職員にて点検させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

7. 留意事項

- 本情報提供依頼は、標準準拠システム等に関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではありません。
- 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが

行われることはありません。また、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。

- 今回の依頼に関して発生する費用は、情報提供者にて負担してください。
- 提供された情報は、本市関係部門における検討のほか、国への状況報告等に利用させていただく場合があります。
- 本 RFI に伴い、本市が提供する資料および質問回答の内容は、本 RFI に関する作業以外には使用を禁じます。
- 提出された資料は返却しません。

8. 提出先

所在地：〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531 番地

担当課：小野市役所 総務部 ICT 推進課

担当者：河合、岡田

T E L：0794-63-1439（直通）

M a i l：joho@city.ono.hyogo.jp